

## ○ がんの在宅療養支援を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関をがんの在宅療養支援機能を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

### ◆ 外来化学療法加算を算定している医療機関

- ①外来化学療法を実施するための専用の治療室を有し、化学療法の専任の看護師及び専任の常勤薬剤師が勤務しているとして地方厚生局に届出をしている医療機関であること
- ②機能別医療機関のポスター掲示が可能であること

### ◆ 在宅療養支援診療所

- ①24時間体制で往診や訪問看護が提供できるとして、地方厚生局に届出をしている医療機関であること
- ②機能別医療機関のポスター掲示が可能であること

### ◆ 24時間対応可能な訪問看護ステーション

- ①栃木県に緊急時訪問看護加算の算定に必要な施設基準の届出をしている訪問看護事業所及び地方厚生局に24時間連絡体制加算に算定に必要な施設基準の届出をしている訪問看護事業所であること
- ②機能別医療機関のポスター掲示が可能であること

### ◆ 歯科診療所

- ①歯科を標榜し、口腔内合併症の可能性のあるがん患者、がん治療や緩和医療を受けるがん患者に対して、治療前から治療後にわたる適切な時期に必要な口腔ケアや歯科処置を行うことができること
- ②がん治療や緩和医療を行う他の医療機関や療養支援を行う医療機関等と、必要な診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能であること
- ③国立がん研究センターや関連学会、関連団体などが開催するがんに関する研修を受けていること
- ④機能別医療機関のポスター掲示が可能であること

### ◆ 薬局

- ①在宅患者訪問薬剤管理指導又は在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導若しくは在宅患者緊急時等共同指導を行う旨を地方厚生局に届出をしている保険薬局であること
- ②在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること、又は他の保険薬局と連携して在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うことができること
- ③麻薬小売業者の免許を受けていること
- ④在宅患者の服薬に対し、医師や医師以外の他職種と、必要に応じて、情報を共有し、連携を図っていること
- ⑤機能別医療機関のポスター掲示が可能であること